

議案第 23 号

四万十町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例について

四万十町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

平成 27 年 3 月 11 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例

四万十町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 40 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行日前に在職する教育長が施行日後も引き続き在職する場合は、その任期中に限り、なお従前の例による。